

南宋時代の准浙塩鈔法

草野, 靖

<https://doi.org/10.15017/2329155>

出版情報 : 史淵. 86, pp.123-154, 1961-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南宋時代の淮浙塩鈔法

草

野

靖

目次

はじめに

一、三權貨務・都茶場の沿革

二、權貨務都茶場歳収銭額とその塩茶香礬比

三、淮浙塩の歳売額

(1) 淮塩

(2) 兩浙塩

四、淮浙塩鈔法

(1) 塩鈔算請地

(2) 実塩受領地

(3) 淮浙塩行販地

(4) 淮浙塩販売手続・合同法

(5) 塩鈔の価格

(1) 鈔面銭

(2) 通貨銭

(3) 揔留銭附塩袋本銭

(4) 袋息銭

(5) 水脚銭

余言

は じ め に

南宋時代の財政・經濟史上の諸現象を考えようとすると、何時も、この現象が塩或は茶などの専売制度やこれに拠つて動く商品・貨幣の流通・商人の活動と具体的にどう絡み合つてゐるか云うことが問題となり、茶・塩の専売制度に就いて確かな理解を持つておくことが必要になる。本稿はこうした必要を充たすため南宋中央政府の財政に密接な関係のある淮・浙塩鈔法を概観したものである。戴裔煊氏の「宋代鈔塩制度研究」に既に述べられておる處を重ねて論じた点が多いが、それは、こうした方が右の目的を果すのに好都合であると考えたからである。拙稿の読者が氏の著作を併せて参照して下されば幸いである。尚本稿で論じ得なかつた点は、今後財政・經濟史の諸問題を論究してゆく際に適宜補つてゆくことにしている。

一、三權貨務都茶場の沿革

まづ専売総轄機關である權貨務都茶場の沿革から検討しよう。北宋時代には京師開封府に權貨務及び都茶場を置いて、此處で塩鈔・茶引を発売していたが、宋会要輯稿・食貨_三茶法（以下書名を省き食貨_三茶法などと略称する）建炎元年（一一二七）五月十八日条に、

發運使梁楊祖言。茶塩旧係太府寺・都茶・權貨務印造鈔引給売以贍中都。比金人退師。道路未通。詢訪。真州係兩淮・浙江諸路商賈輻湊去處。除東北塩乞依旧就於權貨務給売外。其東南茶塩。乞選委通曉財利官提領。依太府寺等處印造。於真州置司給売。詔。梁楊祖差兼提領茶塩事。云々。

とあるように、建炎元年、金軍が侵入して河北路方面の治安が悪化し沿辺入中商人の往來が杜絶すると、これに²⁾応じて真州に事務局を置き東南塩鈔及び茶引を販売することを決めてゐる。この事務局は是月二十七日に「提領措置真州茶塩司」

と命名され七月十五日より発足しているが、その発足当初の業務は、食貨^五塩法建炎元年六月十六日条に、
敕。令淮浙塩倉。將見在・日後納下塩貨。並以十分為率。撥五分支真州鈔。五分支在京鈔。其每日所支塩。在京鈔雖
多。不得過日下合支真州之數。

とあるように、東南茶塩鈔引の半額を販売することであつた。⁽³⁾先掲資料にも明記されているように、鈔引の發行權は太府
寺の管轄下に在り、また在京開封府の權貨務・都茶場の東南茶塩鈔発売も引き続き行はれていて、当初は「提領措置真州
茶塩司」と云う名称のとおり、補助機関として臨時に創められたものであつたが、政局の推移と共に次第に充実されてゆ
き、提領措置茶塩司から權貨務都茶場に改められて鈔引の印造も始められ、尋いで建炎二年正月十日高宗を揚州に迎えて
行在權貨務・都茶場に編成され、専売業務東南移轉の第一歩となつている。建炎以來繫年要録（以下要録と略稱す）^{卷一}
建炎二年正月壬辰条に、

詔。併真州權貨務・都茶場於揚州。以行在務場為名。云々

とある処から權貨務・都茶場の設立されていたことが知られ、⁽⁴⁾またこの事を詳述している食貨^五權貨務・同年月十日条の
一節に

黃潛厚言。^(中)近令真州置司。印売鈔引。今來車駕駐揚州。^(中)欲乞。移真州權貨務於行在揚州置局。其真州茶塩司
已造下及揚州通判見売鈔引。併入行在權貨務。

とある処からは茶塩鈔の印造が行われていたことが知られる。この揚州行在務場は一ケ年程存続している。そして建炎三
年二月庚戌朔に高宗が金軍の攻撃を避けて揚州を離れ兩浙に入つて転々流浪すると、それに伴つて行在務場も移動してい
る。即ち高宗は先づ杭州に是年二月壬戌から四月丁卯まで落着いているが、この間の行在務場の存在は、食貨^五塩法・建炎
三年三月四日条に「行在權貨務言」として塩引取扱いに関する上奏がなされており、また要録^{卷二}同年月辛巳条に

尚書左司員外郎葉份充秘閣修撰江淮等路制置發運副使。兼提領措置行在茶塩。

とあり、尋いで庚寅条に

置行在都茶場。出売茶引紹興二年閏四月
又置務於建康。

とある処から明らかである。尚職官^七建置沿革權貨務都茶場に依ると「建炎中興。又創都茶場。給売茶引。隨行在所。於權貨務置場」とあるから、都茶場は特にことわりが無くても權貨務に随つて置かれていたものと見れる。降つて建炎四年二月庚寅から三月辛酉までは温州に滞留しているが、この期間の行在務場は、要録^{卷三}同年二月甲午条に、

温・台州積下鈔引至多。有至二三年者。乞令行在權貨務換給新鈔。赴閩広筭請。

と伝えられている。温州に尋ぐ行在は越州で四年四月癸未から紹興二年正月壬寅まで駐在しているが、この間に就いては

要録^{卷二}建炎四年四月辛卯条に、

罷福建鈔塩。(略)仍歲撥鈔塩錢二十万緡。赴行在權貨務助經費。云々

と伝えられている。行在務場が絶えず高宗の移駐に隨行していたことが知られよう。或は隨行したと云うよりは高宗が持ち歩いたと云う方が適切かも知れない。と云うのは要録^{卷二}建炎三年閏八月庚寅の起居郎胡寅の上疏に

竊見。行在支費毎月無慮八十万。惟以權貨塩利為無窮之源耳。云々。

とあり、また同書^{卷四}同四年十二月辛未条の江東路饒州に行在所を移そうと云う意見に反對した中書舍人洪擬の論拠が「輕棄二浙。失煮海之利」に在ったこと等から明らかのように權塩收入こそ流浪の宗室を支えた財源であつたからである。

行在以外の務場設置に就いては、要録^{卷二}建炎三年二月乙丑条に「置江寧府權貨務都茶場」とあり、高宗が揚州を離れて直ぐ江寧府（建康府）に務場を置いたことを記しているが、これは間もなく消滅したことと思はれる。行在の財政は塩利に依存しているから、行在以外に務場を置くことは避けられたらうし、また江寧府は此後戦災にさらされているからで

ある。行在以外に務場が置かれてそれが将来の発展の基礎となつたのは、政局もずつと落着いた建炎四年四月乙未の臨安府權貨務の設置からである。要録^{卷三}同年月日条に

分行在權貨務官吏之半。於臨安府置司。

とあり、越州行在權貨務官吏の半額を割いて臨安府に移し務場を分設したことを伝えており、また同書^{卷三}同年八月庚寅条には

自分權貨務場於臨安。而商人不復至行在。是日廢越州場務。量留監官一員。打套出売乳香而已。

とあり、行在に至る商人が激減したため、乳香を販売する監官一員だけを残して他を廢止している。但、是後又復活されたようでもあるが、既に臨安に重心が移つて仕舞つていたことは明らかである。要録^{卷四}紹興元年（一一三一）十月壬午条の見錢関子の發行を伝えた記事にも

詔戸部。印押見錢関子。降付婺州。召人入中。執関子赴杭。越^權權貨務請錢。云々。

とあるが、暫く越州臨安府兩權貨務併存が続いている。杭州臨安府に尋いでは建康府に置かれている。食貨^五權貨務紹興二年閏四月九日条に

詔。紹興府^州（旧越）權貨務・都茶場移於建康府置局。限三日結絶訖。起發前去。

とあり、紹興府旧行在の務場を建康に移したことを記している。この措置は都督府の発足と関聯があるようである。即ち是年四月二十七日に尚書左僕射同中書門下平章事兼知樞密院事呂頤浩が都督江淮荆浙諸軍事の任に就き、諸路の將師を統轄下において金軍に対する防備を固める為め、參謀官以下文武七十員と云う江淮荆浙都督府を建康に開いている。⁽⁸⁾務場の移転がこれを財政的に裏付けしようとしたものであることは疑いない。建康に尋いで鎮江に置かれているが、これも都督府と結び付いている。即ち要録^{卷四}紹興三年四月壬辰条に

移都督府於鎮江。照応江淮兩軍機務。於是建康權貨務・都茶場亦移於鎮江。

とあり、都督府に随つて建康務場を鎮江に移したことを伝えている。これまた都督府の財源を確保する為めの措置である。そして、尋いで同書^{卷六}同年七月丙寅条には、

自移建康榷貨務於鎮江。而入納絶少。建康日課近二万緡。鎮江纔千緡而已。論者以為。軍士攘奪。商旅不行。

とあり、移転後鎮江務場の入納が激減したことを記している。恐らく最初務場を移した時は建康府のもの全部が移されたのかも知れぬが、そうであつたのなら、右の様な事情でまた建康場が復活されたことであろう。職官^七建置沿革榷貨務都茶場には「紹興五年詔。建康・鎮江兩務場。只是給売鈔引」と云う記事を挿んでいて、建康務場の存続が知られる。是処で南宋の専売総轄機関三榷貨務都茶場が出揃つたわけである。この後要録^{卷八}紹興五年三月壬寅条に「移鎮江府榷貨務都茶場於真州」とあり、またこれを詳述した食貨^五榷貨務・同年月十日条に

認。於真州別置務場。給売鈔引。只許客人筭請楚州塩鈔。其乳香・茶引不拘路分。並許給売。既本州興置務場。即鎮

江府寔入納不多。可那移官吏前去真州。其鎮江府務場依旧存留。看管不得損壞。

とあり、鎮江府務場を更に真州に移しているが、これは都督軍馬張浚の淮南経略に応じて軍費調達のために為された措置であつたようである。要録^{卷一四}紹興七年九月乙丑条に張浚の失謀誤国を弾劾した周秘の奏論を伝えて

淮西今為戦地。而浚復置榷貨務於真州。再給牛種於濠寿。江南之錢貨尽転輸於淮甸。使敵人他日有可因之糧。罪五也。とある処でそれが知られる。結局張浚の政策は淮西の部将劉瓊が劉豫の許え奔つて坐折し紹興七年七月壬申都督退任、同月癸酉に諸路軍事都督府の解散となつていたので、これと共に真州務場も閉鎖されたものと考えられる。

註 以上榷貨務の沿革を考えてみたが、尚理解に苦しむ所伝も

年五月七日の詔勅に

ある。附記して後考に俟ちたい。先づ食貨^五榷貨務紹興二

今後鎮江府・吉州榷貨務都茶場。云々。

とあるものは、或は三年の誤りかとも思われるが、疑問である。次に要録卷七紹興三年十二月乙未条に、鎮江・建康府江東宣撫使韓世忠に軍費を賜うて

以浙路度牒・真州權貨務見銀金銀中半給之。
とあり、また食貨五五權貨務・紹興四年四月十七日条に、

二、權貨務都茶場歲收錢額とその塩・茶・礬・香比率

提領權貨務・都茶場申。本務場并真州・吉州鎮江府務場。一年内共收到茶塩香錢。
とある真州權貨務も亦疑問である。尚本条に建康務場が挙げられていないのも留意される。權貨務の沿革は正確にはまだいろいろと詳考すべき点を残しているようである。

表示して概観する。建炎元・二年に繋る歲收額六〇〇万貫は揚州行在務場の収入である。この額が建炎一杯を続き紹興

繫年	西曆	歲收額	出典
建炎元・二年	一一二七	六〇〇萬貫	(1)
建炎四・紹興元年	一一三一	六〇九萬貫	(2)
紹興三年	一一三三	一六〇〇萬貫	(3)
紹興四年	一一三四	二〇四三萬貫	(4)
五・六年	一一三五	一三〇〇萬貫	(5)
九年	一一三九	塩利ノミ 一三〇〇萬貫	(6)
廿四年	一一五四	二〇六六萬貫	(7)
卅二年	一一六二	二一五六萬貫	(8)

備考

出典(1)は、要録17建炎二年八月辛未条(2)同上46紹興元年八月己巳条、食貨55權貨務同年八月五日条(3)同上紹興四年四月十七日条(4)要録92紹興五年八月丙午条(5)同上104紹興六年八月乙丑条、食貨55權貨務同年月条(6)要録128紹興九年五月乙未条(7)(8)要録104紹興六年八月乙丑条、食貨55權貨務

南宋時代の淮浙塩鈔法

年間に入ると急増している。矢張り政局が安定して權貨務、都茶場が建康鎮江に分設された頃から収益も増えていることが知られる。次に⑤の歲收額に就いては、要録に

大率塩錢居十之八。茶居其一。香・礬・雜収又居其一焉。

とあり、茶・塩・香礬雜収等の歲收錢額の比率に就いて解説さ

れているが、この比率は大體南宋を通じて変りなかつたのではないかと考えられる。食貨權貨務に記された紹興二十四・三十二兩年度の三務場収入の明細は次の通りで（單位文）大體動いていない。塩利の占める率が非常に高いが、食貨七塩

	紹興二十四年度	比率	紹興三十二年度	比率
塩利	一五、六六五、六一五、四三〇	七六%	一七、九六九、〇一一、六〇九	八三%
茶利	二、六九四、〇〇四、五七七	一三%	二、一二一、四七七、七五八	一〇%
香鑿	一、〇九九、一〇八、六八五	一一%	一、一九五、八五四、二四六	七%
雜収	一、二〇八、〇六二、五一四		二七九、四四九、〇五八	
合計	二〇、六六七、四九一、二〇六		二一、五六六、〇九二、六七一	

法・乾道七年（一一七一）六月十七日条の提領權貨務都茶場葉衡の奏議に

今月財賦之源。煮海之利寔居其半。

とあつて塩利が国家財政収入の半ばに達していると述べているのや、また「朝廷養兵之費多仰塩課」と云つた評価が屢々為されている処とも併せて、南宋財政の中で塩利収入の占めていた位地を窺うことが出来る。

紹興以降には年間実収額を伝えた記事が見当たらないが、乾道六年三月には表のように三務場の歳課額を定めている。⁽¹¹⁾ 総

務場名	課額
行在務場	八〇〇萬貫
建康務場	一、二〇〇萬
鎮江務場	四〇〇萬

額二千四百万貫で紹興末年の実収額を二百五十万貫近く上廻り、この額を建康務場が先づ半数を占め、残り半数を行在鎮江兩務場が二対一の比で分けると云う編成である。恐らくこの額は当時の実状に即した適切なものであつたのであろう、ずつと南宋末年まで維持されているようである。淳熙十年（一一八三）頃に出されたらし

い蔡戡の定齋集卷五乙依行在務場優潤状の一節に

建康屯駐大軍支遣。万數浩瀚。別無朝廷科降錢物。全藉務場入納茶塩等錢應副。每歲立定額錢一千二百万貫。較之行在及鎮江兩務所趁歲額。共止及比數。

とあり、また刑法三禁約・開禧三年（一二〇七）正月十六日条に

行在權貨務狀。行在務場每歲收趁課額八百万貫。應副左藏西庫。就支大軍給遣及朝廷封樁財計。建康一千二百万貫。

鎮江四百万貫。應副准東（西）總領所給遣屯戍軍馬支費并解發上供封樁之數。云々。

とありまた李曾伯の可齊雜藁卷五一再辭免（除左曹兼淮西總領）状の一節に

如建康大軍一窠。全仰塩鈔。歲額以一千二百万計。云々。

とあり、一致して乾道六年の立額を伝えている。

三 淮 浙 塩 の 歲 売 額

淮浙塩は、淮東路の通・秦・楚州・高郵軍及び兩浙路の臨安・平江・紹興府・秀・温・明・台州で生産されているが、年間に何の程度の量が発売されていたかを（生産・煎買の額ではない）検討してみる。

(1) 淮 塩

最初に錢額に依つて見ると次表のようになる。(1)は呂頤浩の忠穆集卷二上辺事善後十策・經理淮甸と食貨六塩法・紹興三年正月十七日条の中書門下省の奏議とに拠るもの。呂頤浩の奏は要録卷八紹興五年二月癸卯条にも記されているが、其処には「臣嘗考泰州塩息。歲産千四百百緡。倍於二浙」とあつて、忠穆集の「臣於宣和元年任太府少卿。嘗考權貨務入納。大率淮南路入納。歲得一千四五百万貫。浙東西歲收七八百万貫」と云うのと違つた意味に受け取れる危険があるので注意を要する。

緊年	西曆	歳売額	記号
宣和元年	一一一九	一、五〇〇萬貫	(1)
紹興初年	一一三〇	三五萬貫	(2)
四年	一一三四	一、〇〇〇萬貫	(3)
九年	一一三九	七七〇萬貫	(4)
乾道元年	一一六五	一、二〇〇萬貫	(5)
五年	一一六九	一、八〇〇萬貫	(6)
六年	一一七〇	二、一九六萬貫	(7)

(2)は建炎以來朝野雜記^{卷一} 総論国朝塩筭に拠るもの
 ので

旧淮塩息錢八百余万緡。紹興初。緡三十五万
 緡而已。

とある。要録^{卷五} 紹興元年十二月辛未条に「旧淮
 南塩息。歳収八百万緡。自軍興淮南道梗。許通広

塩於江湖諸路。而二年半、入納才七十万緡」と伝えているものと、同じ資料に拠つた歳額と考えられ、従つて淮南塩のみでなく広塩の入納額も含まれているかと疑はれるが、参考のために表示した。尚「旧淮南息錢」が何時の統計であるか明らかでない。(3)は要録^{卷八} 紹興四年九月癸丑条に中書舍人王綏が金国との和議を論じて歳幣贈与と領土割讓とを比較した処に出るもので、当時の実収額ではなさそうである。(4)の要録^{卷一} 紹興九年五月乙丑の額と比較すれば明らかであろう。尚(4)には「今塩課歳入一千二百余万緡」と記している。(5)は食貨^二塩法・乾道元年十二月十八日条で、原文は「淮南歳額一千二百余万袋。・承・楚支撥纔十之二。而通・秦最為洶濶」となつてゐるが、袋が緡の誤りなことは明白である。尚この記事は淮東塩産中に占める通・秦州の地位を示すものとして興味深い。(6)(7)は食貨^二塩法・乾道七年六月十七日条の葉衡の奏議に拠るもの。六年の詳数は二千一百九十六万三千余貫である。本条は淮・浙両塩を歳売・年産額両面から比較し、尋いで乾道五年額に従つて官吏の孝課を行うことの批判に及んでゐるが、これから見て乾道五年額程度が基準とされていたのではないかと考えられる。この額が北宋宣和元年のそれを稍上廻るものであることも注意されるし、また乾道六年の三務場課額が南宋末年まで動いてないことも参照されるべきである。尚この淮塩の収入額が財政的に持つ意味は、食貨^{卷二}塩法・淳熙十年(一一八三)七月二十九日条に

荊湖北路塩客具伝進状言。国家煮海之利。以三分為率。淮東居其二。

とあるのと前節で考説した処とを参照すれば自ら理解出来る。

次に歳売額を塩量から検討する。まづ塩量を示す単位袋・石・斤について言えば、これは五十斤二一石、六石二一袋二一鈔（大鈔・大袋）の關係が南宋時代を通じて守られていて問題はない。但広南塩は袋の替りに籮を用いているが、これは袋の三分の一二百斤である。⁽¹⁴⁾又産塩地州には特に小鈔（袋）を發行し本州界内に限つて販売を許しているが、これは每鈔二六十斤である。資料的には淮浙・福建地方に發行されていたことが確認出来る。そこで數量の明確な所伝を表示すると次の通りである。(1)は要録卷六紹興二年十二月甲午条及び食貨二六塩法・紹興三年十月十一日条に拠るもの。(2)は食

繫年	西曆	歳売		記号
		袋数	塩量	
紹興二年	一一三二	通州二〇萬袋	三三〇萬石	(1)
廿八年	一一五八	五五萬袋		
乾道六年	一一七〇	六七萬袋		
端平二年	一二三五	六五萬袋		

貨二六塩法・紹興二十八年八月九日条（要録卷一同年月丙申条参照）に拠るもの。本条は淮南塩年産額の縮少計画を伝えたもので、それに
毎年煎売塩不下三百八九十万石。

大約每歳支發三百三十萬石。常有積下塩三四十萬石。今照應諸場。今年三月上旬終。共有見在散塩三百七十四萬石。較之。支売一年未得尽絶。

とある額を執つたものであるが、この後文には

每歳煎買塩。約度尚有三百三十萬石上下。如每年支得五十五萬袋。庶幾支買相当。若及得六十萬袋。則每年可以帶支見在積塩三十萬石。會計十年以上方得帶支尽絶。

とあり、六十萬袋近くまで達することもあつたことが知られる。尚本条に見る通り、当時煎買額二年間買上額（従つてま

た亭戸の製塩額）が年間販売額を遥かに上廻つていて、毎年三四十万石の余剰・散塩を生じ、その累積が三百七十四万石（11年間発売額）に達して大きな問題となつているが、この過剰塩の処理は南宋を通じて深刻な問題を投げたらしい。参考までに淮塩の煎買額を表示してみると次の通りで紹興末年から乾道年間を通じて二六八万石、淳熙に入つて三〇〇万石更に三四〇万石と増加されているが、歳売額五十五万袋・三百三十万石より下廻つている点奇異な感じがする。而し

繁年	西曆	煎買額
紹興二年	一一三二	泰州一三萬石
三年	一一三三	泰州二五萬石
廿八年	一一五八	（三八〇萬石 三三〇萬石
卅二年	一一六二	二六八萬石
乾道六年	一一七〇	二六八萬石
七年	一一七一	二六八萬石
淳熙十一年	一一八四	三〇〇萬石
十三年	一一八六	三四〇萬石

備考 出典は紹興三十二年額を朝野雜記に依る外は、總べて食貨塩法所伝のものである。

売。従之。

とあるように、依然散塩の累積が絶えず、これが帯売されていることを見れば納得がゆく。是後乾道七年正月二十三日条・八年十一月十四日条にも積塩の帯売に関する記事があり、遂に歳買額に増した淳熙十一年五月一日条には、

淮東提舉趙不流申。諸場見在散塩二百七十五万余石。乞權依額。每年買塩三百萬。候発売積塩漸見次第。却不拘祖額収買。

あり、産塩量の増加に⁽¹⁵⁾応じて買上額を増さねばならぬが、それも年々累積する散塩の処理を付けぬことには叶はず、苦慮

この矛盾は右の紹興二十八年当時毎年三十万石売つて十年以上の期間を掛けなければ捌き切れぬ旧塩があつたと云う事実や、また食貨^七塩法・乾道六年正月二十三日条にも、

提舉淮南東路茶塩公事俞召虎言。淮東路塩場。依祖額。每年煎売⁽¹⁶⁾二百六十八万余石。至乾道五年終。積下散塩一百六十余万石。今措置。欲於積下散塩内。取撥一十万石。打角二万五千袋。均下行在并建康兩權貨務給

慮していたさまが窺える。政府としては、発売量に合せて買付けを行えば結構であるが、そうすれば亭戸の余剩塩二浮塩の密売を誘発し、或は亭戸の生活を脅すこととなり、逆に販売量が変らぬままに買付を増せば政府の塩場経営の収支の均衡をこわし、又積塩の帯売など煩雑な問題を生み、此点塩法上の困難な問題となつていたようである。私塩問題を研究する際の重要なポイントである。(3)は食貨七乾道七年六月十七日条。詳数は六十七万三千三百余袋である。(4)は魏了翁の鶴山先生大全文集七卷二督府奏陳・奏乞宣諭大臣趣奉行期 十二月十一日 に拠るもの。魏了翁の都督就任は端平二年(宋史二卷四理宗紀)である。

(2) 兩浙塩

繫年	西曆	兩浙路	淮南路
宣和元年	一一一九	八〇〇萬貫	一、五〇〇萬貫
紹興十二年	一一四二	五六〇萬貫	一、八〇〇萬貫
乾道五年	一一六九	五〇〇萬貫	二、一九六萬貫
六年	一一七〇	五〇一萬貫	

淮東塩に比較すると非常に資料が乏しいが、例によつて表示すると、歳売銭額は次の通りである。比較の爲めに淮南路の額も併示した。資料は淮南路に就いて既に用いたものの他は、食貨二六塩法・紹興十二年六月一日条に

摘山煮海之利。浙西一路歲入七百万緡、塩利居五之四。

とある処から算出したもの五六〇萬貫だけである。表を一見して淮東路より懸絶して少ないことが知られよう。製塩の歳買額は、紹興末年のものが建炎以来朝野雜記甲集四卷一総論國朝塩筭に一九八万五千余石(淮東二六八万三千石)と伝えられ、乾道六年のものが食貨七乾道七年六月十七日条に一九七万余石(淮東二六八万三千余石)と伝えられている。歳売額は、同上条に、乾道六年額二〇万二千余袋(淮東六七万二千三百余袋)を伝えるのみである。

四 淮浙塩鈔法

(1) 塩鈔算請地

専売塩を商販する者は、先づ塩鈔を買はねばならなかつた。塩鈔発売地は勿論三權貨務であるが、三務が等しく淮浙塩鈔一般を売るので無く、分担があつた。食貨^二塩法・隆興二年（一一六四）十月七日条に

淮浙文鈔係三務場分定州府給売。内行在売通・泰・高郵軍・楚・秀・温・明・台州鈔。^(中)建康通・泰州・高郵軍・楚州鈔。^(略)鎮江売臨安・平江・紹興府鈔。

とあり、分担配分の内容が伝えられている。そこでこの配分が何時始まつたか問題になるが、同上・乾道二年（一一一六）五月二日条に

淮西総領揚俊言。鎮江府務場給売浙鈔。建康府務場給売淮鈔。行之三十余年。

とある処から逆算すると、紹興七年（一一三七）以前に始まつたことになる。三務場が出揃つたのが紹興三年、これから七年までの間に出来上つたわけであるが、職官^二建置沿革權貨務都茶場に「紹興五年。詔。建康鎮江兩務場。只是給売鈔引」とあり、紹興五年に茶塩鈔法に就いて何等かの措置がなされているらしいから、この紹興五年頃ではないかと推定している。

この最初の制度に改制が加えられるのは開禧三年（一一〇六）で、食貨^二同年正月二日敕に

其行在・建康兩務所売淮鈔。自截日終。令行在専売真州鈔。建康買通・泰州高郵軍鈔。不許仍前交互。

とある。改制点はこれまで行在・建康兩務で共通に売つていた淮塩鈔を分けて、行在の発売は真州支塩倉（乾道二年設置―後述）の鈔に限り、建康が其他の淮塩鈔を売り、今までの交錯状態を改めた点である。二回目の改制は嘉定五年（一一二二）で、食貨^二塩法・同年二月十四日の勅に、

行在・建康・鎮江三務場・真州売鈔司。自三月一日為始。並照自来定例入納。行在務場用金・銀・錢・會。建康務場

交・会・見銭。鎮江務場用銭・会。真州売鈔司用交・会。

とあり、真州売鈔司が充足している。真州支塩倉の組織が発展して置かれたものであろうが、これに依つて行在の真州鈔発売が罷められたことは疑いない。この改制は淮南路の通貨即鉄銭及鉄銭交子の対策として為されたものようであるが、これは別稿に論及している。⁽¹⁷⁾ここで以上の結果を表示しておく。

	紹興五年制	開禧三年制	嘉定五年制
行在務場	通・泰・楚州高郵軍鈔 秀・温・明・台州鈔	真州鈔 秀・温・明・台州鈔	秀・温・明台州鈔
建康務場	通・泰楚州・高郵軍鈔	同上	同上
鎮江務場	臨安・平江・紹興府鈔	同上	同上
真州売鈔司	—	—	真州鈔

尚行在と建康とが、淮塩鈔の額をどんなに配分していたかと云う問題があるが、食貨^二八塩法・紹熙三年（一一九二）九月二十三日条に

前淮西総領劉穎乞。將塩鈔許商賈每袋用交子一貫。計四十八萬貫。云々。

とある処からすれば、建康の発売袋数は四十八萬、淮塩總數六十萬袋とすれば、残り十二萬袋が行在発売分となる。これは開禧の改制でも大きな変動はなかつたようである。後述するように真州支塩倉の塩量は淮塩總量の十之二であるから、六十萬袋とすれば矢張り十二萬袋で同様である。

(2) 実塩受領地

權貨務で算請した塩鈔に見合う塩貨が支払はれる処は、その塩鈔が指定された産塩州郡であるが、この場合塩場で塩を

渡す方法と本州の支塩倉で渡す方法との二つがあり、兩者何れの方法に拠るかはその時期に依りまた地域に依つて変化している。そしてこの改変の跡を詳考するのは非常に煩雜であるので、本項では両制の長短を述べ、改制の背景大勢を見るに止めたい。まづ南宋の初年、食貨^二塩法・建炎二年（一一二八）九月七日条に

詔。東南塩倉未支塩鈔數多。留滯客人。權許就塩場。依自来資次申請。限半年依旧。令逐州塩倉官。前去就場支撥。とあり、商人の実塩支払いの要求に応じ切れずに塩鈔がだぶついた時、半年の期限を付けて塩倉支払から塩場支払いに切換えている。そして本条に附記された戸部尚書呂頤浩の意見をみると、「北宋の政和年間、搭帶斤重の弊（塩鈔額面外に大量の塩を与え、密かに商旅を優遇する）を除くため、塩場とは別に支塩倉を造つて此処で鈔塩の支払いを行い、塩場の買納（製塩買上）塩倉の支発（支払）と業務を分離したが（所謂隔手之法）その結果塩倉官吏の俸給・塩場から塩倉までの運塩費がかさみ、又運塩途中で水夫が塩貨を偷み雜物を混入する等欺弊を生じている」と述べ、兵部尚書盧益も亦、塩倉經費・運塩受納に伴う塩倉人吏の受賄・運塩途上の塩貨偷盜などが原因となつて、運塩が遅延し、鈔塩の支払いを滞らせていると述べ、共に塩場に監官一員を増して其処で隔手支散させた方が良いと献策している。州倉の沿革やその長所・缺陷が分るが、右に挙げられた弊害の中、塩倉官吏俸料・運塩費は、塩商の負担に係るものであつて問題にならぬ。結局運塩が遅滞して商人が足止めを喰つている点が根本問題である。それはこの建炎二年の改制の目的が滞鈔の消化の促進に在つたことから見ても明瞭である。即ち塩の生産が必要を賄ひ切れぬ時期には、州倉支払いは迂遠な惡制となると言へる。戦亂の爲めに淮南が荒廢し遂に閩・広の塩を鈔引の支払いに充てた建炎時代、建炎の旧鈔が猶たぶつていて塩産の復興に熱意を注いだ紹興初年時代には、塩場支払は大いに意味があつたと考えられる。

次に州倉復活の背景をみると、食貨^二塩法・紹興二十七年（一一五七）十二月二十五日条に、

上諭宰臣曰。徐林奏聞。近来客人就場支塩。多有不便。至有每袋搭帶出八十斤者。欲復置官倉。^{（中）}卿等措置以聞。

とあり、結局この要請に応えた翌二十八年三月十八日の淮東提挙司の条画が採用されて、この日淮東路、二十三日浙西路に州倉を復活している(食貨二六)。淮東提挙司の条画の一節には、

自罷州支塩倉。各就場支發。其間場分迂遠。客人艱於般請。及諸場競相增加斤數。輕重不等。今復置州倉。不唯革去大搭斤重之弊。又使客旅般請痛快。

とあり、交通条件の悪い塩場が他場と競争して商賈を誘うために斤重搭帯を始め、それが諸場間に蔓延して非常な弊害となつていたので、これを改めるためにも、又商賈の往來の便宜を謀るためにも州倉復活が望ましいと述べている。即ち産塩が増して需要(鈔引發行額)を超え、商賈は交通便利な塩場に集中し、塩場では何とか産塩を消却しようと手を尽して客旅を優遇するようになった時期には、塩場支撥は額外支撥を呼び従つて榷貨務の入中をも減少させる悪法に變るわけである。紹興二十八年に積塩の処理が問題となつて遂に淮塩の生産規模を縮少したことは先きにみたが、是年に州倉が復置されているのは偶然ではないだろう。塩場支撥と州倉支撥との兩制の時代的變化に就いて見ても、紹興二十八年以前は塩場支撥の方が主流となつており、以降では原則として州倉支撥が守られたようである。

最後に州倉に関して特筆しなければならぬのは真州支塩倉が設けられたことである。食貨七塩法・乾道元年(一一六五)十二月十八日条に

臣寮言。淮南歲額一千二百余万袋。承・楚支發纔十之二。而通・泰最為浩瀚。今承楚小擾。於通泰諸場固自無害者。若不從權措置。徒致商賈不行。望下提挙司權於真州置倉。將通泰塩綱就彼出卸。云々。

とあり、淮東沿辺の承・楚州が戦乱にさらされ易いことを考え、真州に支塩倉を造つてここで鈔塩の支發を行はせることを決めている。これは翌二年に完成し、通泰楚州産塩の各二分を運んで売ることにし、是後ずつと存続されている。

(3) 淮浙塩の行販地

支塩倉で或は塩場で受けた塩は何処で売られるか。北宋時代の東南塩行販地は淮南・兩浙・湖南北・江東西の所謂東南六路であつたが、これは南宋でも変わらず、新たに京西路が加えられている。要録卷五紹興二年五月丁亥条に

初宣撫処置使張浚。以淮塩未通乃通大寧塩於京西・湖北。至是秦檜聞其事。下堂帖禁之。其後浚復通蜀塩於荊南。詔不許。

とあり、中央の塩利収入を確保するために、京西・湖南北方面を淮塩行販地に固執しているが、同書卷八紹興五年三月辛巳条では

詔。販淮浙塩至荊湖州軍。如願般往襄陽府路者聽從便。京西旧東北塩地分。至是始通焉。

とあり、正式に京西路を淮浙塩地分に編入している。

(4) 淮浙塩の販売手続・合同法

本項では以上の結果を参照しながら塩鈔算請から塩貨販売までの過程を考える。先づ算鈔地の權貨務では、食貨六塩法・紹興四年六月二十三日条に

(黃州団練副使)孟揆。為令幹人作客人李俊名姓。於梧州買官塩。云々

とあり、また同七月四日条に

從來多是官蔭豪富之家。立客名前去算請。即無阻節禁約明文。

とあるように、算鈔商人の姓名を登録させていることが注意される。これは北宋時代から行はれていることで、職官五降官・慶歴七年二月二日条に前知宣州趙宗道と云う人物が、「立塩鈔上客人王安姓名。將売抄錢買絹」の罪で処罰されており、また食貨四塩法・崇寧二年十二月十四日条には

仍置籍。具注每道姓名・字号。候得報給塩鈔毀訖。銷注。云々。

と伝えられている。この記事では、塩鈔面にも算請者の姓名が記入されたことが明らかであり、またこれが後日回収された鈔引を発行台帳に照合して欺弊の有無を検察するための措置であつたことも明瞭である。この事は諸他の政府手形類一般の発行にも見られる現象で、例えば便錢公扨なども、慶元条法事類^{卷三}財用門・上供・倉庫式にある「起送上京供年額錢物状」即上供錢物會計報告書式の錢の項目中に

若干。支還客人便錢 具准某年月日某処某字号
公扨支還客人某姓名便錢

とあるように、同様に処理されている。

算請した塩鈔（これは後述隨塩文引に対して客算文引と称される⁽¹⁸⁾）が、支塩地に持ち込まれると、食貨^六紹興四年七月四日条に、

即今塩場。每袋並三百斤省則為定。抛到場月日・時辰。理使資次支給。別無^手越。

とあり、また同^二建炎四年四月十四日条に

客人投下鈔引。許存留塩鈔在塩倉場。理定資次。給引付客。照会請塩。

とあるように、原則として到着月日時間に従つて資次^二支払順序が決められ証票（隨塩文引⁽¹⁹⁾）が与えられそれに扨つて実塩が渡される。受取つた塩は、淮浙塩地分内の州郡を指定して其処で販売されるが、これには隨塩文引が伴つていて、携帶する塩貨が私塩でないことを証する仕組みになつている。食貨^六紹興三年八月二十五日条に

若是販買客人官塩。自有文引隨、塩照驗。雖売不尽斤数。亦合批鑿文引。於別州県住売処為憑。若無文引。即是私販分明。

とあり、同二年四月二十三日条に、

客人請出官塩。因水火盜賊毀失隨、塩文引。依条自陳召保。再行請買。

とある。他方塩場に投下された塩鈔は、食貨^六紹興元年十月十九日条に

令塩場。將支抹訖塩鈔。限当日繳申主管司。本司類聚。候押號簿官到彼。即時交付押回。

とあるように、当州の主管塩事司を通じて押合同号簿官によつて中央権貨務に回収されている。

ところで、右の過程で併せて問題となるのは合同法であろう。そこで合同の操作手続に立入つて販売過程を再考する。

退窟な問題ではあるが、塩鈔の理解にとつても、又諸他の政府発行の手形類の理解のためにも重要である。先づ職官^三祠部に茶塩鈔法に做つた度牒の合同法の解説があり理解が容易であるのでこれら見ると、建炎三年八月十三日条の註に、

令礼部。依做茶塩鈔法。如遇給降諸州軍度牒等。並用簿題写手本料例・字号。於綾紙後別用朱印合同。降付逐路転運司。

とあり、また続いて十六日条に

改用新法度牒。今降半印合同号簿。付給降路分転運司。照驗書填。

とあり、また紹興元年七月六日条の註に

行在見給降空名度牒。係絹紙打背。礼部長・祠部郎官繫銜押字。面用祠部印。背後郎官繫銜押字。用左右司印。及隨度牒公抛用半印合同。并用半印合同号簿。給付降州軍。

とある。即ち度牒販売に当つては、礼部に於いて、(イ)発行する度牒の料例・字号を原簿に控えて度牒紙背と原簿とで割印を押す。(ロ)また別に隨度牒公抛と合同号簿とを造り、両者を突き合せて割印を押し勘合(半印合同)の用意をする。(ハ)合同号簿は度牒を降付する路の転運司に与えておき、隨度牒公抛は行在で度牒を請買する商賈に与える。(ニ)商人から度牒を転買した人は度牒と隨度牒公抛とを携えて転運司庁え行き、合同の後本人の姓名其他必要事項を度牒に書込む等の手續⁽²⁾が踏まれたことが知られる。次に度牒算請の時、行在で指定した販売地に来て買手が無かつたり、或は価格が安かつた

りした場合、商人は更に別路州郡を指定して転売することが出来たが、(翻改と称す)その手続は建炎三年八月十六日条に如翻改別路州軍⁽³¹⁾。即令本司。於度牒背後。分明直謹書写某年月日勘驗得別無虛偽。用印官押字⁽³²⁾。仍出給公槐并摺角

實封処牒付客人。賚執前去。所指州軍照驗書填。如敢私拆。並依客人私拆翻改茶引法斷罪

とあるように、最初指定した路の転運司庁え持参して勘合の後、度牒紙背に真物であることの印記を受け、更に指定州軍に宛てた随度牒公槐(半印)と摺角実封通牒(封緘した半印)とを受け、これを携帯して目的地に向うとされている。更に翻改を重ねる場合も同様である。

今度は已上の諸關係を念頭に置いて塩鈔の合同を考察しよう。宋史^{卷一}八二食貨^下四塩中・淮南塩・政和三年条に詳記された蔡京の合同法に拠つて考えると、

合同号簿。囊二十則以一析。驗合同通牒給商人外。東南末塩諸場仍給鈔引号簿。有欲改指別場者。並批銷号簿及鈔引。仍用合同通牒報所指処。給随塩引即已支塩。関所指籍記。中路改指者做此。其引繳納限以一年。有故展毋得踰半年。限竟塩未全售者。毀引以見塩籍于官。止聽鬻其処。毋得翻改。

とある。(1)は先述随度牒公槐と合同號簿との半印合同と同様である。資料的には食貨^二塩法・淳熙元年六月四日条の「算請正類塩鈔。皆先差官発合同号簿。往主管司。候客人勘合請塩」や、同^二崇寧二年十二月十四日条の「今修立末塩鈔合同牒。監官面勒吏人摺角実封。書字用印。給付客人。今自齎前去」が参考になる。(2)東南諸塩場には合同号簿の外に、鈔引号簿⁽²²⁾鈔引字号の一覽簿を送付し、別場の塩を受けたいと希望する者があれば、鈔引号簿と鈔引とに其旨を記入し合同通牒を發行して指定塩場に宛てる。(3)随塩文引を給しそれに拠つて実塩を与えたら、商人に販売州郡を指定させ、其処に宛てて文引を封緘し合同牒を給する。(4)販売の途中で更に別(路)州郡に移ろうと希望する者(翻改)の扱ひもこれに准ずる。(5)随塩文引の有効期限は一ケ年、延期は半年を限度とする。期限が終れば、翻改を許さず現在州郡で売らせる。とな

る。最後に(イ)(ロ)の補促を兼ねて塩の販売(一住売)に就いて検討しておく、食貨^六紹興三年五月十五日条に

今後鎮市及鄉村・墟井・州県在城所売塩貨。並令稅務。纔客人齎^三到塩引^一乞^下驗^三封引^一住売^五。並即時於引上用雕造大字印子。種已於某年月日驗引⁽⁴⁾封⁽³⁾。於某处住売。官親押字。

とあり、塩商が到着すると、当地の稅務が隨塩文引の封記・文引の記載を検べて後、「已でに某年月日に於いて封を驗し引を驗し、某处に於いて住売す」と云う官印を押して署名し販売させたことが知られる。別州軍に翻改する場合は、紹興三年八月二十五日条に

雖売不尽斤數。亦合批整元引。於別州県住売处為憑。

とあるように、塩貨と文引とを再び稅務へ持參して、売れ残りの塩量を文引に印記し封緘してもらい別州軍に移っている。販売は消費者及び鋪戸・牙人の双方を相手に行はれている。消費者相手の販売は、食貨^七隆興二年二月六日条に「湖南人戸。

少欠客人塩錢。輒敢折人男女充奴婢」とあり、樓鑰の攻魏集^{卷一}〇四知復州張公墓誌銘に「慶元四年赴都(州)(復)(中)富商歲首以茗鹺貸民。秋取民米。大編輻載而去」と伝えており、鋪戸・牙人相手の取引は、食貨^三茶法・紹興三年八月七日条に、

客人般販茶塩到住売处。欲用牙人貨売者。合依立定係籍第三等戸充牙人交易。如願不用牙人。自与鋪戸和議出売。或情願委託熟分之人作牙人引領出売者。即合依政和四年十二月二十四日朝旨。聽從客便。

とあり、牙人仲介販売・對鋪戸直接取引・委託販売などの形が記されている。この種の取引では塩貨と共に隨塩文引が受渡しされたことは食貨^六紹興三年八月二十五日条に「若是販買客人官塩。自有文引隨塩照驗」とある处から明らかである。実塩を売払つて仕舞つて後の隨塩文引は当地の官庁へ送納せねばならなかつたが、これは仲々守られなかつたようである。食貨^五建炎三年三月四日条に、

商賣鈔塩所上州県所産处。更不批整長引。売絶亦不依限繳納。転用往復興販私塩。

とあり、同^二淳熙七年七月二十一日条に、

比年郡邑之間。給版榜而鬻塩者數十家。一歳之間以住鈔聞於官者三四。

とある。そして鋪戸・牙人の許に留められた随塩文引（住売鈔）は建炎三年条に言うように私塩販売の抜穴となつていた。食貨^六紹興三年正月二十一日条に

私販之人。若不因牙人招誘指引出。即無縁破貨。^(中)欲望朝廷詳酌。將^ニ牙人停^ニ蔵接^レ。引私塩^ニ。与犯人一等科罪。

とあり、また同^三茶法・紹興四年三月十六日条にも「牙人接^{ガッゴテ}引^ニ。貨^ニ売^{スル}私塩^ヲ」の賞罰を定めているが、「接引私塩」或は「接引貨売私塩」が、既に官塩を売却した後随塩文引の額面に見合う量の私塩を買入れ、官塩と偽装して販売することと言ふものであることは明瞭であらう。

(5) 塩鈔の発売価格

(1) 鈔面錢

權貨務の塩鈔発売価格を初めて伝えているのは、食貨^六塩法・紹興四年正月五日条で

詔。權貨務見売淮浙塩鈔。每袋於鈔面上添錢三貫文省。通計二十一貫文。^(中)是歳九月。以入納運細。減所添錢三貫。依旧作一十八貫文。

とあり、紹興四年（一一三四）以前は十八貫省、是年正月から九月まで二十一貫省、以後再び十八貫省、と伝えている。この価格は乾道元年（一一六五）まで維持されている。例を挙げると、食貨^七塩法・紹興三十一年四月廿二日条に

立限一月。許客鋪入納每五袋加饒一袋。本務合納正錢・通貨錢共一十七貫三百文。並与全行免納。以為優潤。其建康

・鎮江權貨務。候今降指揮到日。理限加饒。

とあり、五袋を算請する毎に一袋を加え、且その価格正銭・通貨銭計十七貫三百文を免除（即ち無償配布）して商人を優遇したと伝え、降つて隆興二年（一一六四）十月七日条にまた

若客人於鎮江算請鈔一袋。合納正銭・通貨銭一十七貫六百文足。⁽¹⁴⁾ 只用銀五兩三銭。⁽¹⁵⁾ 每兩官価三貫三百文入中。其市直只三貫文。入中其市価収買。每袋贏銭一貫五百文。云々。

とあり、正銭・通貨銭十七貫六百文足としてゐる。先づ三百と六百との違いが問題であり、或はこれは行在（前者）と鎮江（後者）とで政府の商人に対する優遇の度合が違つていたために生じた現象かとも疑はれるが、しかし政府の商人優遇は鈔価額面ではなく、その支払手段——金・銀・銭・関子・会子の品搭率を変へることに依つて行はれてゐるので、この推測は当たらない。そこで三・六何れかが誤りと考えられるが、隆興二年条の(15)に従つて換算すると、銀五兩三銭の価は十七貫四百九十文となる。十七貫六百文足より百拾文の不足があるが、これは本条が現行制度の利害を論ずるのに必要な限りの概算をしたためではなからうか。後文に銀の市価と比較すれば每袋一貫五百文の利得があると言つて、唯銀五兩分の利得のみ挙げている点明らかに概算であることを示してゐる。この換算からみれば恐らく六が正しく、三は六が見誤つて写されたものであらう。毛筆のくずれた書体の六は三に見誤られ易いものである。そこで正銭・通貨銭計十七貫六百文足を換算すると、当時の通貨銭は五貫であるから、十八貫と合せて二十三貫省、これを当時の慣例七十七文省⁽²⁴⁾に換算すると、十七貫七百十文足となり、大体の近似値を得る。實際の発売価格よりも見銭の省陌慣例に依つて算出した足銭額の方が大きくなるのは何故か、百十文と云う誤差は鎮江榷貨務の鈔価換算のそれと一致するが、これには何か事情があるのかどうかは解決に苦しむ処で後考に俟つ外はないが、兎角鈔面価格十八貫省が堅持されてゐることだけは紛れなく認められよう。⁽²⁵⁾

乾道元年（一一六五）の改価は、食貨^二塩法・同年九月十五日条に、

臣寮言。三權貨務毎年客鋪筭請塩鈔。每袋合納錢一十七貫有零。^(四)欲每袋添錢三貫文。

とあり、続いて翌二年十一月一日詔に、

納^(四)売塩鈔所添錢三貫。永為成法。云々。

とあり、三貫省を増している。旧価と合せて二十六貫省とされたわけである。尚元年条に言う「十七貫有零」が誤りであることは、この前年が十七貫六百文足の価であることから明瞭である。そして是年以降は、食貨塩法・開禧元年五月一日条に、前年の嘉泰四年（一二〇四）四月一日から權貨務の入納錢二貫文を減らしていたのを是時旧に戻したと伝えられておる外、別に鈔価改正の動きはなかつたようである。

(四) 通貨 錢

今考察したように、權貨務が塩鈔を売る時には正錢（鈔面錢）の外に「通貨錢」が一樣に徴収されているが、これはどんな性質のものであつたろうか。言葉の意味からすれば「塩貨を通じる代償として附加する錢」のように取れるが、全くこのように解釈して良いようである。広南塩関係の記述で、食貨^二淳熙九年二月九日条の一節に、

東客販塩入西路者。既納通貨錢。西客改指東塩者。亦不可不納通貨錢。云々。

とあり、広南東路の塩を西路に入つて売る者、西路より東路に入る者の双方から通貨錢を徴収したことを記しておるが、その根拠は十年三月五日条の一節に、

紹興二十五年。因広東申請。通貨塩入西路。每糶額通貨錢七百文。補助西路歲額。縁此西路歲額大虧。云々

とあるように、他路の貨塩を通じることに拠つて生ずる本路塩歲完額の虧損を補償させる点に在る。従つて、十三年九月二日条に、

昨來兩路通行客鈔。東塩入西路者。每糶収通貨錢七百文。^(中)今既併司。不当更分東西路。所有上項通貨錢。乞特与

免収。

とあるように、東西の行塩地界が撤廃されると自然徴収の根拠も消失するわけである。建炎四年二月十九日に、淮南が戰火にさらされて淮浙塩鈔の実塩支払が不足した時、權宜に福建塩を引当ててこれを江浙荆湖方面に売らせ、通貨錢三貫文を徴しているのも右と同規である。食貨^二塩法・建炎元年十一月二十一日条に、

若客人願販淮塩入東北塩地分相兼貨売者聽。每袋加納借賂錢^二二貫。

とあるが、已上でみた通貨錢は借賂錢と称した方が実体にぴつたりするようである。

処で、前項でみた通貨錢は、正錢と併せて一樣に徴収されておるし、而もこれが他塩の界分に販入された形跡もないが、どう理解したら良いか。これに就いては、要録^{卷五}八^八紹興二年九月甲申条に

詔。淮浙塩每袋令商人貼納通貨錢三千。已算清而未售者亦如之。^備略^中時呂頤浩用提轄權貨務張純議。俊更塩法。

とあり、また同書^{卷六}〇^〇同年十一月甲戌の詔に、

淮浙塩場所出塩。以十分為率。四分支今降指揮以後文鈔。二分支今年九月甲申以後文鈔。四分支建炎渡江以後文鈔^{略中}。先是呂頤浩以對帶法不可用。乃令商人輸貼納錢。至是復以分數均定。如對帶法矣。

とある通貨錢^二貼納錢の徴収が手掛りとなる。即ち鈔法の改制に従つて改制前発行の旧鈔と改制後発行の新鈔との間に実塩請求權に優劣の差等が付けられるが、この時優劣を付けて新旧両鈔を對帶（例えば手持ちの旧鈔一袋の実塩を受けようとする者には、その鈔一袋に対して新鈔三袋を再買せしめ、初めて旧鈔の実塩を對支する。或は新鈔三袋毎に旧鈔一袋を對支するを許し、旧鈔の実塩を對支する等の如く、新旧鈔の比率を定めておいて、その比率に依り新・旧鈔の実塩を對支する）させる替りに貼納錢^{おせいせん}を納めさせ、これを通貨錢と称している。つまり本来ならば実塩請求權を削減さるべき旧鈔を新鈔と同等に通用させる替りに取る補償である。（従つて對帶法復活と共に免除される。）前項の初めに見た紹興四年の改値

も、要録を参照すると、同年正月乙卯条(卷七)に

淮浙塩鈔錢。每袋增帖納錢三千。

とあり、九月戊申条に(卷八)

減淮浙塩錢每袋三千。令諸場對支新旧鈔各半。(中)自渡江至今。塩法五變。而建炎旧鈔支發未絕。

とあり、建炎旧鈔の実塩支払いを認める代償(通貨錢)として増額されたことが明瞭であるが、鈔面正錢と合せて一律に加納させている通貨錢は、恐らくは何時の時にか始まった此種の貼納錢(おしせん)がそのまま鈔価に愈着して実質上の増価となつていゝものである。尚通貨錢額の資料を挙げておくと、建炎四年正月二十九日以降三貫文(福建塩)、紹興二年九月十一月間三貫文、同四年正月一九月三貫(以上前出)同三十年二月廿四日・隆興二年十月七日・乾道二年六月十一日各条五貫(以上食貨二七)となつてゐる。

(イ) 措留錢附塩袋本錢

先づ措留塩、本錢から見ると、これは食貨七紹興三十年二月二十四日条に、

淮浙買納亭戸塩本。係支塩倉收到客納措留等錢。

とあり、また乾道二年八月四日条に

客販淮東袋塩。其塩倉合納措留塩本等錢。

とあるように、鈔塩の支払いを受ける商人が受塩地で納め、亭戸の製塩の買上費に充てられていたものである。そしてこの錢は、食貨六紹興四年正月五日条に、

見売淮浙塩鈔。每袋。於鈔面前上添錢三貫文省。通計二十一貫文。數内措留錢。除旧數外。更行措留。六百足於塩場

送納。

とあり、また紹興三十年二月二十四日条に

將客人合納通貨錢五貫文内。措留三百文。

とあるように、正錢・通貨錢を合せた鈔価から控除^{II}措留して檢出されるものである。先項で見た鈔価十七貫六百足が決してこのまま權貨務に納められたものでないことが知られよう。これは鈔面錢であり、權貨務が受取るのは塩本錢等を措留した残額^{II}正鈔錢である。そこで正鈔錢・措留錢の比率が問題になるが、淮浙塩關係の記事は以上で挙げたものが管見の総べてで、正確な額は分らない。但広南塩に就いては、食貨^二乾道六年二月十五日条に

每籬一百斤。納鈔面錢七貫。内措留錢二貫文赴塩倉納。正鈔錢五貫文赴算鈔官司納。

とあり、五対二で配分されている。北宋時代の東南塩では、食貨^二宣和三年五月二十九日条に、「兩浙塩と限定して、

每鈔一百貫。已措留二十貫文。

とあり、四対一に配分している。広南塩より低率である。結局鈔面錢額の七分の二から五分の一程度が措留されたと推測する外はないようである。

次に措留錢には、住売地で隨塩文引一引毎に五十文を措留して「捉私塩賞錢」に充てるものがあり「諸路州県所得。歲不下十余万貫」であつたと伝えている。また「塩袋本錢」と云うものがあつて、乾道六年以降一年間、兩浙塩に就いて每袋五百文を塩倉に納めさせて、塩袋製造に要する蓆索工食錢に充てているが、これまた措留錢の一種である。⁽²⁷⁾

(二) 袋 息 錢

これは商人が自らの負担で、支塩倉に納めるものである。職官^四提拏茶塩司・淳熙十六年九月十一日条に

淮東諸処塩倉文発袋塩。依元降指揮。每袋於客人名下。收取別納袋息錢肆百肆拾文。專一応副塩事官兵請受・吏祿・と紙札・船運脚乘等用。季終有余。起発赴鎮江府樁管。

あり、また職官監^四八監当慶元三年三月四日条にも、「紹興府^兩浙諸塩場」に就いて袋息錢四百四十文の額と共に、「塩場官吏及押袋官并諸処塩事官吏食錢・逐時修葺諸処塩敷・食場屋宇收買行遣紙札雜物并扛塩脚錢」などの經費一万五千余貫が、袋息錢に依つて調達されていることを記している。塩場塩倉の人件費・維持費他雜費運塩費などが塩商の負担で賄はれていることが知られる。尚これは北宋時代から行はれているもので、食貨^二五宣和五年四月八日条に

客人入納筭請東南塩鈔。可將權貨務合納頭子・市例・椿管工墨雇人錢并塩倉別給吏祿等錢袋。息・油蠟封頭等錢。並特与減免。

と伝えられている。

(四) 運塩水脚錢

塩場から州支塩倉までの運塩費を商人が負担するもので、従つて鈔塩が塩場内で支払はれていた時期には問題にならない。資料的にも紹興二十八年三月十八日の州倉復活と共に現はれる。本条は^(二六)食貨淮東路のものだけ記しているが、泰州・高郵軍は每袋三百四十文省、通州は二百文省と決めている。乾道二年には前述のように真州支塩倉が置かれるが、此処の水脚錢は、食貨^七乾道元年十二月十八日条に附記された翌年六月の向均の奏に

今来客人若只就真州塩倉支塩。減省通泰等州地理盤費脚乘。所有官中和雇船戸合支水脚錢。自来係客人出備。欲乞。令就真州塩倉請塩客人。每袋送納五百文省。專充運塩脚乘支使。所有不足錢數。依例於袋息錢内相兼支使。(從之)とあり、水脚錢の解説やこれと袋息錢との關係と併せて五百文省の錢額を記している。通泰高郵軍などより高額であるが、これは政府側には運塩費がかさむし、商人は逆に運塩費・旅費が節約出来るから当然のことである。

以上鈔価に就いて検討した処を要約すると、塩商は先づ權貨務に於いて鈔面價格二十六貫(二十三貫)省の五分の四から七分の五の正鈔錢と、食貨^二七塩法乾道元年九月十五日条に

見今客弊文引。每貫収頭子・市例錢二十二文・鈔面頭子錢一十文・雇人錢一文。今來並依旧。所有新添錢數(三貫)更不紐計添納。

とある頭子・市例錢など合計五百十六文を納め、尋いで受塩地の塩倉に措留錢と四百四十文の袋息錢と二百文省から五百文省程度の水脚錢を納め、これが實際上の塩鈔價格となつていたわけである。

余言

与えられた紙數も既に尽きたので、此処で稿を終える。差当つて是非論及しなければならなかつたものに、塩鈔價格の支払手段の問題即ち金・銀・見錢・會子・関子がどんな比率で受納されていたか、及びその年代的变化があるが、要點は加藤博士が解説されているので、それに譲りたい。後日紙幣の流通を考える時本格的に検討する機会があると思う。また塩商の動きも問題であるが、これに就いては、食貨七商稅・建炎二年九月一日條に

客人多自江西・湖南般運斛斛・竹木。前來建康府。徃徃算請塩鈔并糶米。

とあり、同七塩法隆興二年八月十二日條に、

淮塩本上江客人所販。若江上有警。即客旅不通。云々。

とあるように、建康府に到來する江西・湖南地方の米商人が大宗を為し、従つて同上・乾道七年十二月十六日條に、
近縁客人興販米斛前往上江。致入納塩鈔遲細。淮東積任塩袋數多。拋淮西總領周閱措置。欲差官般載往鄂州出売称提塩貨。

とあるように、襄陽方面の軍糧需要が膨張して米商がそちらへ誘致されると、淮塩の売上げが減り、鄂州で淮塩を売るよう措置しなければならぬ状態に在つたことを指摘するに止めたい。この動きは更に茶法の運営とも結び就いて湖北・京西路に於ける湖広會子流通の基盤を作つているので、また改めて詳論する機会があると思う。

註

- (1) 太府寺の機能は、北山小集^{卷三} 四月納相府劄子に「又戸部・度支・金部之有太府。所以謹關防客出納也。旧四丞書押鈔引文書按行庫藏。猶不暇給。云々」とあるを参照。
- (2) 要録^{卷五} 同年月日条に「時東北道梗。塩筴不通」とある。
- (3) 食貨^三 茶法・建炎元年五月二十七日条参照。
- (4) 食貨^二 茶法・建炎元年六月十六日条参照。
- (5) 他に、食貨^二 五塩法・建炎元年七月六日条及び註3参照。
- (6) 註3参照
- (7) 註3の記事の原註に「真州務場置。罷」とある。
- (8) 宋会要職官^三 九都督府及び要録^{卷五} 紹興二年四月戊子条以下参照。尚要録の上条など「開府鎮江」と記しているが、実際は建康府に開かれたことは要録^{卷五} 紹興二年五月癸未条、同^{卷五} 同年六月甲辰条、同^{卷五} 同年、月丙戌九条、職官都督府・同年九月二十八日条の記述からみて疑いない。尚後掲記事参照。
- (9) 要録^{卷一四} 参照。
- (10) 食貨^六 二塩法・紹興三年正月十三日条。他に二年四月七日条、五年八月十二日条参照。
- (11) 食貨^五 五權貨務・同年月三月一日条参照。食貨^二 七塩法では繫年

南宋時代の淮漸塩鈔法

が七年となつていたので注意を要する。

- (12) 可齋雜藁は淳祐壬子（一二五二）の編纂に係るものである。
- (13) 朝野雜記・甲集卷一四総論國朝塩筴の他に、食貨^六 紹興四年七月四日条、同十二年五月六日条、同^七 乾道六年二月十五日条八年十一月一日条、同^八 慶元元年九月二十二日条参照。
- (14) 食貨^七 乾道六年二月二十五日条（後掲）参照。
- (15) 食貨^二 建炎四年四月二十一日条及び四年二月四日条参照。
- (16) 特に問題となるのは鹵水之法であろう。食貨^八 淳熙十年七月二十九日条参照。
- (17) 「南宋時代の淮南路の通貨問題」（未発表）
- (18) 食貨^七 乾道元年九月十五日条（後掲）参照。
- (19) 後述蔡京の合同法（参照）。
- (20) 他に祠部建炎三年十一月十日条参照。
- (21) カッコ内は同・建炎三年十一月十日条参照。
- (22) 公批類の字号は千字文に依つている。職官^五 進納官・元祐五年十月七日条、祠部建炎四年五月二十一日条参照。縁起の悪い荒・弟罪・傷・禍などの字は避けられている。
- (23) 加藤博士「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子との關係について」の「四鈔引算請と銀」参照。此の隆興二年条もこれを証するものである。尚註25参照。

(24) 省陌の制を概述した文献を挙げると、歐陽文忠公文集卷二七

婦田録第二、珍席放談上、鶴林玉露一などがある。

(25) 鈔価は見銭だけで支払われるのではなく他に金・銀・会子

・関子が使用されており、且つその省陌は、例えば食貨二

淳熙十年十二月二十一日条に

広東路行鈔法。自紹興間。客鋪赴広州売鈔庫入納。皆是

用銀。每兩。価銭三貫五十文。九十八陌算鈔。以示優潤

とあるように、優遇のために省陌数を引き揚げられている。

検算の誤差はこう云う処にあるかも知れない。尚本条にみ

るように銀を使用すれば官私価の相異と省陌数の引揚と双

方で優利になるわけである。

(26) 食貨二乾道二年二月六日条参照。

(27) 食貨二乾道七年三月十一日条参照。尚本条に依ると両浙塩

の塩本銭は、この当時鎮江・行在両務場に納められていた

ようである。

(28) 加藤博士前掲論文参照。